



ユーラシア研究所レポート No.55

2016 年 3 月 4 日

法的観点から見た 日本・EU 間の EPA 交渉について

中西 優美子

概要

リスボン条約は、日本と欧州連合（EU）の自由貿易協定／経済連携協定（FTA／EPA）交渉に影響を与えている。同条約発効により、知的財産権分野の通商的側面とサービス貿易が EU 共通通商政策となり、条約締結に欧州議会の同意が必要となったからである。とりわけ EU は米国との協定締結に関して規制する権利を重視しており、このような動きは日本の FTA 戦略にも大いに参考となる。

日本と欧州連合（EU）の自由貿易協定／経済連携協定（FTA／EPA）交渉は、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災からおおよそ 2 カ月後、2011 年 5 月 28 日の第 20 回 EU 日定期首脳協議にさかのぼる。同協議の成果である共同プレス声明では、EU から東日本大震災へのお見舞いの言葉が述べられると同時に、絆を深める日本・EU 関係を包括的に強化すること、具体的には FTA 締結に向けてのスコーピング作業（交渉範囲の確定作業）を開始することで合意した。

EU・韓国間の FTA は、2007 年 4 月 23 日に EU 理事会が FTA のための交渉を欧州委員会に委任したことにより開始。交渉は約 2 年半続き、2009 年 10 月 15 日

に締結された。上述した合意は、当時、韓国製品と日本製品が競合する中でEU・韓国間の FTA に基づく関税の優遇措置を受けた韓国製品に対して、日本製品の輸出が不利になることを恐れ、日本の経済界が同様の協定を EU と締結することを要求していたことを踏まえたものであると捉えられた。

その後、2012 年 7 月、スコーピング作業が首尾よく進み、欧州委員会は EU 理事会に対し日本・EU 間の交渉のための委任を求めた。第 1 回の交渉は、2013 年 4 月 15～19 日までベルギーのブリュッセルで行われ、第 2 回の交渉は 2013 年 6 月 24 日～7 月 3 日まで東京で行われた。交渉に当たっては、期限が 1 年間と設定されていた。1 年後、EU は交渉過程を審査し、交渉を続行することを決定。その後、交渉が続けられ、最近では 2015 年 11 月 30 日～12 月 4 日まで第 14 回会合が東京で開催された。

日本・EU 間の EPA 交渉を理解する上で重要なポイントとなるのが、リスボン条約である。同条約は、2009 年 12 月 1 日に発効した。上述した EU・韓国間の FTA は、リスボン条約発効前に締結された。他方、日本と EU の交渉は 2011 年 5 月 28 日、つまりリスボン条約発効後に始まっている。

リスボン条約発効により、共通通商政策が変更された¹。新しい EU 運営条約 207 条²においては、まず、知的財産権分野の通商的側面およびサービス貿易が共通通商政策の範囲に入ることが明確に規定された。また、対外直接投資の分野において、EU に新たに権限が付与されることになった。共通通商政策の分野で、EU は排他的権限を付与されている、すなわち、同分野では構成国が権限を EU に既に移譲し、EU のみが条約交渉し、条約を締結することができるという非常に強力な権限が EU に付与されている（EU 運営条約 3 条、2 条 1 項³）。これにより、日本・EU 間の EPA では、投資分野においても EU が交渉において責任を有することになった。

さらに、EU 運営条約 207 条および同条約 218 条により、条約締結に当たって欧州議会の同意を必要とするように変更された。つまり、欧州委員会が交渉を終えたとしても、欧州議会が同意しない限り、EU は日本と EPA を締結することができない。加えて、リスボン条約発効により新しく挿入された条文、EU 条約 21 条に基づき、EU は拘束力のある政治的協定、戦略的パートナーシップ協定を締結することを求めている⁴。政治的協定とは、民主主義、法の支配、人権と基本的自由の普遍性および不可分性、人間の尊厳の尊重、平等などの原則を基礎とする、共

有する価値を確認する協定である。

日本と EU の EPA 交渉文書は、環太平洋連携協定（TPP）交渉時と同様に、全く公開されておらず、交渉の場所（東京かブリュッセルか）と日付のみが公表されている

にすぎない。これは、EU と米国の環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）とは大きく異なっている。TTIP については市民団体、欧州議会、各国政府による情報公開への要望が強く、EU のウェブサイトで情報公開が進んでいる。

経済産業省のウェブサイトの情報によると、EU は日本の総輸出入額の 10%（中国、米国に続き第 3 位）を占める重要な貿易相手国であり、投資に関しても、EU は日本にとって米国に次ぐ第 2 位の投資先である。また、EU は日本への投資国として第 1 位となっている。日本側の主な関心事項としては、(1)EU 市場における鉱工業品の関税撤廃、(2)規制の透明性の確保・運用改善、(3)投資・サービスが挙げられている。他方、EU 側の主な関心事項として、(1)自動車、医薬品、医療機器、食品添加物などの非関税措置、(2)公共調達、(3)EU 側から輸出の多い品目の関税撤廃、(4)地理的表示（Geographical Indication：GI）が挙げられている⁵。

EU が求めている GI とは、例えば、カマンベールチーズ（フランス）やパルマハム（イタリア）など、地域で生まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質などの特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（GI）を知的財産として保護するものである。日本は EU が交渉を進める中で、その保護の重要性を認識し「特定農林水産物などの名称の保護に関する法律（地理的表示法）を 2014 年 6 月に成立した。この意味で、既に EU との交渉が日本および日本法に大きな影響を与えている。

EU は、カナダと包括的な経済・貿易協定（CETA）の交渉を 2014 年 9 月に終了し、現在、TTIP について米国と交渉中である。他方、日本は、米国、オーストラリア、カナダを含む 11 カ国と TPP について 2015 年 10 月に大筋合意に至った。これらのメガ FTA 交渉は並行して行われ、相互に影響を与えている。特に規定の対象として注目されるのが、EU が新たな権限を付与された対外直接投資である。これらの FTA（案）は、詳細な投資章を協定に含んでいる、あるいは投資が重要な交渉対象となっている。

これまで、投資協定においては途上国に対し先進国が投資する際のルールが決められていた。しかし、上述したメガ FTA は先進国同士の交渉であり、これまでの投資協定あるいは FTA の投資章とは異なり、規制する権利 (the right to regulate) が重視されている。とりわけ EU は市民団体や消費者が、米国と協定を締結することで環境、公衆衛生、公衆道徳、消費者保護、社会的保護、文化の多様性などが悪影響を受けることを恐れ、規制する権利を協定の中に取り入れるよう働きかけを行っている。このような動きは、2000 年以降、積極的になってきた日本の FTA 戦略にとっても大いに参考となる。

¹ 中西優美子『EU 法』(新世社、2012 年) 320 ページ。

² EU 運営条約 207 条「1.共通通商政策は、特に関税率の変更、物品およびサービスの貿易に関する関税および貿易協定の締結、知的財産の商業的側面、対外直接投資、…に関して、統一的な諸原則に基礎をおく。…」。

³ EU 運営条約 2 条「1.両条約が特定分野において排他的権限を連合に付与する場合には、連合のみが立法を行い、拘束力ある法行為を採択することができる。…」。

⁴ 中西優美子「EU 対外政策における政治原則の発展—EU 諸条約の諸改正をてがかりに」安江則子編『EU とグローバル・ガバナンス—国際秩序形成におけるヨーロッパ的価値』(法律文化社、2013 年)

⁵ http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/eu/index.html.

参考文献

Yumiko Nakanishi, “Political Principles in Article 21 TEU and Constitutionalism”, Hitotsubashi Journal of Law and Politics, Vol. 42, 2014.

Yumiko Nakanishi, “Economic Partnership Agreement between Japan and the European Union and Legal Issues-A Focus on Investment-“, Hitotsubashi Journal of Law and Politics, Vol. 44, 2016.

〔執筆者〕 中西 優美子 (一橋大学大学院法学研究科教授)

(※このレポートは、2016 年 2 月 3 日三菱東京 UFJ 銀行グループが海外の日系企業の駐在員向けに発信しているウェブサイト MUFG BizBuddy に掲載されたものです。)